

**竹腰所長「課題は業務指示ではない」
宅待外しは報復ではない、提出した人を優先させただけ???
山崎副所長は「出さないから宅待させない」と。
「労使協定」締結の目的は雇用調整助成金のため！
休業って「労務提供の義務」があるのか？
結局わからない謎だらけの会社の主張！**

2月3日、コロナ本人訴訟第8回口頭弁論が大阪地裁708号法廷において開催されました。今回は原告の二人（萩原・柿本）、地本の三田副委員長、本社の友繁部長、竹腰所長の5人に対する証人尋問が行われました。友繁部長や竹腰所長は「自宅待機は休業だ」と認めつつも、「勤務は自宅待機」だと言い張り、臨時に出勤を命じることがあるが、酒を飲んでもいいのか？と聞かれて「わからない」と答えられませんでした。「自宅待機」とはいったい何か？未だにハッキリさせられませんでした。

竹腰所長は「電話が来たら出るようにしておけ」という意味で、待機の『命令』なのかと質問され、「命令ではない」と答えました。「揭示『業務量削減への対応について』の記載内容は業務指示なのか」との質問にも「質問の意味がわからない」ととぼけました。また、竹腰所長は「業務指示とは何か？」と裁判長に問われ「出勤しての本来業務の中での指示だ」と答えました。ならば「自宅待機」時に業務指示はあり得ません。さらに「課題は業務指示ではない」と言いつつ「自宅待機時は会社の指揮命令下にあるのか否か？わからない」とも答え、依然として「自宅待機」の法的性格は曖昧なままです。

今回の口頭弁論で、さらに会社の主張の弱さがハッキリしました。天下り天国での会社のやりたい放題、好き勝手を許さないために立ち上がった萩原さん、柿本さんの更なる奮闘を期待しましょう！

**いよいよ「最終準備書面」提出へ！裁判所の判断は！
雇用調整助成金の不正受給の行くへは！**

【第9回 口頭弁論期日・結審へ】

日時 2022年4月28日(木) 13時10分から